

第5章 様々な困難

第1節 障がい等のある子ども・若者への支援

1 障がい等のある子ども・若者への支援

(1) 心身障がい児（者）の現況

ア 身体障がい児（者）の現況

本県における令和7年3月31日現在の身体障害者手帳交付児（者）は、51,708人で、県人口に対する割合を見ると、1,000人に対し（県人口不明 基準日不明）人となる。

これらを主な障がいの種類別にみると、肢体不自由が46.6%と一番多く、次いで内部障害が37.6%、聴覚・平衡機能障害が9.0%、視覚障害が5.9%、音声・言語機能障害が1.0%となっている。

身体障がい者の障がいの程度をみると1,2級の重度の身体障がい者は総数の50.9%と過半数を占めている。

障がい者に対する施策は、その自立を主眼に推進しており、重度障がい者の対策強化を図るとともに、在宅障がい者の社会参加を進めるための地域福祉活動の促進等に努めている。

第2-5-1表 身体障害者障害別人員数（令和7年3月31日現在）

（単位：人、％）

年齢区分 \ 障害別	視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	肢体不自由	内部障害	計
18歳未満	24	74	1	488	146	733
18歳以上	3,039	4,571	508	23,586	19,271	50,975
計	3,063	4,645	509	24,074	19,417	51,708
構成比(%)	5.9	9.0	1.0	46.6	37.6	100.0

資料：障がい福祉課

第2-5-2表 障害別、等級別身体障害者手帳交付数（令和7年3月31日現在）

（単位：人、％）

障害別 \ 等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	1,285	867	187	231	304	189	3,190
聴覚障害	68	1,026	534	1,398	19	1,600	4,719
音声・言語機能障害	17	14	320	158	0	0	502
肢体不自由	6,452	5,124	3,807	5,676	2,022	993	25,988
内部障害	11,296	173	3,510	4,438	0	0	19,775
計	19,118	7,204	8,358	11,901	2,345	2,782	51,708
構成比(%)	37.0	13.9	16.2	23.0	4.5	5.4	100

資料：障がい福祉課

イ 知的障がい児（者）の現況

障がい者相談センターで把握している令和7年3月31日現在の知的障がい児（者）は、14,233人となっている。これを障がい程度別にみると重度のものが4,920人で34.6%を占め、中軽度が9,313人の65.4%となっている。

第2-5-3表 知的障害児（者）の障害程度別人員数及び構成比（令和7年3月31日現在）

（単位：人、％）

年齢区分 \ 障害程度	重 度	中軽度	計
18歳未満	642	1,917	2,559
18歳以上	4,278	7,396	11,674
計	4,920	9,313	14,233
構成比(%)	34.6	65.4	100.0

資料：障がい福祉課

(2) 心身障がい児（者）の福祉対策

知的、身体的に障がいを持つ人々に対しては、障がい者も社会の構成員であり、その生活の欲求は健常者と何ら変わるものではないという基本的な認識のもとに、これらの人々の日常生活を支援しつつ、リハビリテーション体制の確立と就労機会の増大を図り、障がい者の社会活動への参加を促進するとともに、公共施設や道路等を障がい者が気軽に利用できるような住みよい環境づくりを推進している。

また、障がい者の真の幸福は家族とともに生活するだけでなく、社会の一員として生活することにあると考えられるため、障がい者が家族や地域社会との関係を十分に保ちながら生活できるよう、教育、労働、保健等の各分野のきめ細かい在宅対策を進めている。

ア 身体障がい者への対策

身体障がい者の更生援護に関する問題については、市町村及び障がい者相談センター（身体障害者更生相談所）が診査及び更生相談を行っており、更生医療の給付、障害者支援施設への入所等必要な支援・措置を行っている。

(ア) 障がい者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況

令和6年度の障がい者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況を見ると、取扱実人員が3,378人（来所及び巡回の合計）、相談件数が3,547件となっており、相談内容は更生医療の2,133件が最も多い。また、判定内容別ではすべて医学的判定で3,547件、判定書交付件数は3,547件となっており、内容別では更生医療の2,133件が最も多くなっている。

第2-5-4表 障がい者相談センター（身体障害者更生相談所）における処理状況

（単位：人、件）

年度	区分	取扱実人数（人）	相談内容							判定内容				判定書交付件数							
			更生医療	補装具	身体障害者手帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的判定	心理学的判定	機能的判定	その他	計	更生医療	補装具	身体障害者手帳	障害支援区分	その他	計
R6	来所	3,190	2,133	1,201	0	0	0	0	0	3,334	3,334	0	0	0	3,334	2,133	1,201	0	0	0	3,334
	巡回	188	0	122	91	0	0	0	0	213	213	0	0	0	213	0	122	91	0	0	213
	計	3,378	2,133	1,323	91	0	0	0	0	3,547	3,547	0	0	0	3,547	2,133	1,323	91	0	0	3,547

資料：障がい福祉課

(イ) 青森県身体障がい者福祉センター「ねむのき会館」

身体障がい者の各種相談、教養の向上、スポーツ、レクリエーション、機能回復訓練や各種団体活動、社会参加促進事業等のための利用施設として、昭和48年に青森市に開館し、平成18年度から指定管理者制度導入により、現在、一般財団法人青森県身体障害者福祉協会に管理運営を委託している。

第2-5-5表 ねむのき会館利用状況

（単位：人）

年度	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	その他の障害	介護者	福祉関係者	その他	計
R2	843	76	62	3,974	887	2,143	650	8,635
3	752	42	48	2,928	477	1,599	168	6,014
4	785	59	136	3,423	730	1,995	320	7,448
5	1,434	68	126	3,328	1,003	2,320	1,338	9,617
6	1,142	60	115	2,733	1,104	2,111	1,499	9,064

資料：障がい福祉課

イ 知的障がい者への対策

知的障がい者の更生援護に関する問題については、知的障がい児（者）やその家族からの相談に応じて、市町村、児童相談所及び障がい者相談センター（知的障害者更生相談所）が必要な助言、指導、施設入所等必要な支援・措置を行っている。

(ア) 障がい者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況

令和6年度の障がい者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況を見ると、更生援護取扱実人員が659人（来所及び巡回の合計）、相談件数が659件となっており、相談内容は療育手帳の317件が最も多い。また、判定件数は374件で、内容別では心理学的及び機能的判定が292件となっているほか、判定書交付件数は637件で、内容別では療育手帳の304件が最も多くなっている。

第2-5-6表 障がい者相談センター（知的障害者更生相談所）における処理状況

（単位：人、件）

年度	区分	取扱実人数（人）	相談内容									判定内容					判定書交付件数			
			施設入所	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的判断	心理学的判断	機能的判断	その他の判断	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
R6	来所	462	0	0	0	0	0	0	120	342	462	29	104	11	0	144	0	115	333	448
	巡回	197	0	0	0	0	0	0	197	0	197	30	188	12	0	230	0	189	0	189
	計	659	0	0	0	0	0	0	317	342	659	59	292	23	0	374	0	304	333	637

資料：障がい福祉課

ウ 心身障がい児（者）の在宅福祉対策

心身障がい児（者）の主な在宅福祉対策は次のとおりである。

第2-5-7表 主な在宅福祉対策

制度・事業等	内 容
自立支援医療（更生医療）の給付	身体上の障害を軽減除去し、日常生活能力、職業能力の回復向上を図るための医療給付を行う。令和6年度の給付人員は5,655人である。
補装具の交付修理	身体上の欠損又は機能の損傷を補うための義肢、装具、補聴器、車いす等の補装具交付及び修理。令和6年度の交付及び修理件数は3,860件である。
居宅介護事業	居宅において食事の世話、洗濯等の日常生活上の介護を行う。
特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	重度の障害のゆえに負っている特別の負担軽減の一助として月額28,840円（児童15,690円）支給。令和6年度の受給者（月平均）は1,852人（児童833人）である。
心身障がい者扶養共済制度	心身障がい児（者）を扶養する保護者の死亡後、残される障がい児（者）の生活の安定と福祉向上を図るため、任意加入の共済制度として昭和45年から実施している。
日常生活用具の給付	重度障害者等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
職親委託	知的障害者を職親のもとに預かり、その更生に必要な生活指導及び技能習得訓練を行う。
重度心身障がい者医療費助成	市町村が行う重度心身障がい者医療費支給事業に対し県が2分の1を補助し、重度心身障がい者の医療費負担の軽減を図る。
共同生活援助（グループホーム）	地域の中にあるグループホームでの生活を望む障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、障害者の自立生活を助長する。
障がい児等療育支援事業	在宅障がい児（者）の地域での生活を支援するため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する、より専門的な療育機能との重層的な連携を図ることにより、障がい児（者）の福祉の向上を図る。
児童発達支援・放課後等デイサービス	心身に障害のある児童に対し通所の方法により日常生活における基本的動作等の指導及び集団生活への適応訓練を行う。
生活介護事業	心身に障害のある者に対し、通所の方法により日常生活上の支援等を行う。

資料：障がい福祉課

エ 心身障がい者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況

令和6年度における心身障がい者扶養共済制度加入者数は374人、年金受給者数は604人となっている。

第2-5-8表 心身障がい者扶養共済制度加入状況及び年金等支給状況 (単位:人)

区分 \ 年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
加入者数	460	489	406	389	374
年金受給者数	622	589	613	618	604

資料:障がい福祉課

オ 重度心身障がい者医療費助成

令和6年度における重度心身障がい者医療費助成の実施状況は、次のとおりである。

第2-5-9表 重度心身障がい者医療費助成金額 (令和6年度)

実施市町村	受給者交付件数	医療費給付金額	県補助金	備考
40市町村	15,642件	1,222,290千円	610,947千円	補助率1/2

資料:障がい福祉課

(3) 障害児入所施設等への入所支援

平成18年、障害者自立支援法(現障害者総合支援法)施行により、障害種別の一元化や複雑な施設体系の見直しが図られ、障がい者にとって必要なサービスを選択し利用する体制となった。障がい者の入所施設については、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設など種別ごとに設置されていたものが障害者支援施設として再編された。

ア 福祉型障害児入所施設

施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行っている。

第2-5-10表 福祉型障害児入所施設設置状況(令和7年4月1日現在)

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
八甲学園	社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	青森市	10
弘前市弥生学園	弘前市	弘前市	15
うみねこ学園	社会福祉法人八戸市社会福祉事業団	八戸市	40
森田学園	西北五広域福祉事務組合	つがる市	10
公立もみのき学園	上北地方教育・福祉事務組合	七戸町	20
はまゆり学園	下北地域広域行政事務組合	むつ市	30
あすなろ療育福祉センター	青森県	青森市	6
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	5
計			136

資料:障がい福祉課

イ 医療型障害児入所施設

施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識機能の付与および治療を行っている。

第2-5-11表 医療型障害児入所施設設置状況(令和7年4月1日現在)

施設名	所在地	定員(人)
県立はまなす医療療育センター	八戸市大字大久保字大塚17の729	(肢体)42、(重心)40
国立病院機構青森病院	青森市浪岡大字女鹿沢字平野155	(重心)120
国立病院機構八戸病院	八戸市吹上3丁目13の1	(重心)100
計		302

資料:障がい福祉課

ウ 障害者支援施設

施設に入所する障がい者に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

第2-5-12表 障害者支援施設（令和7年4月1日現在）

施設名	設置主体	所在地	定員(人)
青森コロニーセンター	青森県コロニー協会	青森市	40
障害者支援施設徳誠園	徳誠福祉会	青森市	60
障害者支援施設金浜療護園	心和会	青森市	85
指定障害者支援施設りんどう苑(東京都委託施設)	浪岡あすなる会	青森市	80
青森コロニーリハビリ	青森県コロニー協会	青森市	40
青森月見寮	義栄会	青森市	46
障害者支援施設こぶし園	田茂木野福祉会	青森市	40
障害者支援施設野木和園	新井田福祉会	青森市	50
障がい者支援施設幸養苑	清養会	青森市	30
障害者支援施設津麦園	喜倅会	青森市	50
ゆきわり荘	ゆきわり会	青森市	50
あすなる療育福祉センター	青森県	青森市	15
知的障害者生活支援施設弘前市弥生荘	弘前市(弘前草右会)	弘前市	50
障害者支援施設千年園	千年会	弘前市	40
障害者支援施設山郷館	七峰会	弘前市	30
障害者支援施設拓光園	七峰会	弘前市	80
障害者支援施設草薙園	島光会	弘前市	40
さくら園	聖康会	弘前市	40
障害者支援施設三和の里	つがる三和会	弘前市	50
さわらび療育福祉センター	青森県	弘前市	20
青森ワークキャンパス	道友会	八戸市	50
のぞみ園	のぞみ会	八戸市	40
妙光園	豊寿会	八戸市	40
八太郎山療護園	秋葉会	八戸市	40
いちい寮	八戸市社会福祉事業団	八戸市	60
松館療護園	やすらぎ会	八戸市	80
障害者支援施設東幸園	東幸会	八戸市	50
障害者支援施設山郷館くろいし	七峰会	黒石市	30
障害者支援施設栄幸園	愛生会	五所川原市	40
障害者支援施設大東ヶ丘サントピアホーム	叶福祉会	五所川原市	50
障がい者支援施設第二うちがた	内湯療護園	五所川原市	30
障害者支援施設青松園	愛生会	五所川原市	36
障害者支援施設あかまつ園	新生会	十和田市	50
となみ療護園	明和会	むつ市	30
陽幸園	みちのく福祉会	むつ市	50
障害者支援施設しもきた療育園	みちのく福祉会	むつ市	40
月見野園	健誠会	つがる市	40
つがるの里(東京都委託施設)	健誠会	つがる市	70
障害者支援施設旭光園	七峰会	平川市	40
障害者支援施設青葉寮	七峰会	平川市	50
障害者総合福祉センターなつどまり	青森県すこやか福祉事業団	平内町	80
障害者支援施設しらかば寮			
障害者総合福祉センターなつどまり	青森県すこやか福祉事業団	平内町	60

障害者支援施設さつき寮			
障害者支援施設かもめ苑(東京都委託施設)	平舘福社会	外ヶ浜町	80
大鰐療育センター	素樸会	大鰐町	60
障がい者支援施設内潟療護園	内潟療護園	中泊町	30
障害者支援施設あすなろクリーナース	海陽会	野辺地町	24
障害者支援施設あぜりあ苑(東京都委託施設)	つつじ会	七戸町	80
障がい者支援施設一誠園	至誠会	七戸町	120
障害者支援施設からまつ寮	七戸福社会	七戸町	45
上北療護園	新生会	東北町	60
障がい者支援施設けやき寮	恵徳会	東北町	40
公立ぎんなん寮	上北地方教育・福祉事務組合	東北町	40
障害者支援施設かけはし寮	松緑福社会	六ヶ所村	40
障害者支援施設あかしや寮	昭壽会	おいらせ町	40
明幸園	サポートセンター虹	五戸町	35
やまばと寮	サポートセンター虹	五戸町	40
清岳園	清慈会	南部町	40

資料：障がい福祉課

(4) 障害者地域生活支援事業

障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる社会づくりを促進するため、次の事業を実施している。

第2-5-13表 障害者地域生活支援事業(令和6年度)

事業名	実施主体	実施状況
1. 障がい者社会参加推進センター運営事業	(一財) 青森県身体障害者福祉協会	事業内容：「障がい者110番」運営事業のほか、社会参加促進事業の実施に対する協力等
2. 「障がい者110番」運営事業		事業内容：常設相談窓口を設置(相談員2人配置)、障がい者の権利擁護に係る相談等への対応 相談件数：503件
3. 相談員活動強化事業	①(一財) 青森県身体障害者福祉協会 ②(一財) 青森県手をつなぐ育成会	①身体障害者相談員研修 実施地区：青森市、弘前市、八戸市 実施回数及び参加人員：延3回、延32人 ②知的障害者相談員研修 実施地区：青森市、八戸市 実施回数及び参加人員：延2回、延55人
4. スポーツ教室開催事業	(一財) 青森県身体障害者福祉協会	事業内容：各種スポーツ教室 参加人員：計817人
5. スポーツ大会開催事業		青森県障がい者スポーツ大会 令和6年8月30日開催
6. スポーツ指導員養成事業		スポーツ指導員養成研修会 中級2人、上級1人
7. 字幕入りビデオライブラリー貸出事業	(一社) 青森県ろうあ協会	利用登録者数：326人、29団体 貸出件数：290件
8. 指定居宅介護事業者情報提供	(一財) 青森県身体障害者福祉協会	障がい者等が都道府県間を移動する際に、その目的地において必要となるガイドヘルパーの確保のための調整等を行う。

9. 在宅視覚障がい者点字指導事業		実施なし
10. 視覚障がい者コミュニケーション支援事業	(一社)青森県視覚障害者福祉会	視覚障がい者用機器・用具の利用体験及び各種講習会により視覚障がい者の生活向上を図るとともに、一般の方々に対して点字や福祉機器の体験と通じて視覚障がい者についての理解啓発を図る。
11. 盲女性家庭生活訓練事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	視覚障がい者の女性が日常生活上必要とされる家庭生活に係る学習会等の開催
12. 盲青年等社会生活教室開催事業		視覚障がい者が社会生活上必要な知識等の習得に係る学習会等の開催
13. 手話講習会事業	(一社)青森県ろうあ協会	実施地区：青森市等(全6市1町1村) 実施回数及び参加人員：延50回、延454人
14. オストメイト社会適応訓練事業	(一財)青森県身体障害者福祉協会	実施回数及び参加人員：1回、80人
15. 音声機能障がい者発声訓練事業		実施地区：2地域 実施回数及び参加人員：延68回、延319人
16. 音声機能障がい者指導者養成事業		実施なし
17. 点訳奉仕員養成事業	(一社)青森県視覚障害者福祉会	実施場所：むつ市(全17回)
18. 音訳奉仕員養成事業		実施場所：弘前市(全17回)
19. 要約筆記者養成事業	(一社)青森県ろうあ協会	講座Ⅰ：41時間(全10回)15人修了 講座Ⅱ：43時間(全10回)8人修了
20. 手話奉仕員養成事業		入門課程：35時間(全23回)17人修了 基礎課程：45時間(全23回)9人修了
21. 手話通訳者養成事業		通訳Ⅰ：53時間(全17回)15人修了 通訳Ⅱ：50時間(全15回)5人修了 通訳Ⅲ：16時間(全6回)1人修了
22. 手話通訳設置事業		設置場所：県障がい福祉課(1人) 青森県聴覚障がい者情報センター(2人)
23. 手話通訳者等指導者養成研修		手話指導者研修会：参加者37人 手話通訳士養成指導者研修会：参加者7人 要約筆記者養成指導者研修会：参加者6人
24. サービス提供者情報提供事業		派遣件数 県内：0件
25. 障がい者権利事業		(社福)青森県社会福祉協議会及び(公社)青森県社会福祉士会

資料：障がい福祉課

(5) 障がい者の生涯学習支援事業

特別支援学校卒業生の自立と社会参加を支援し社会性の向上を目指すことを目的として、集団生活や趣味の講座、障がい者スポーツを通して他の卒業生や在校生、地域住民等と交流する機会を提供している。

第2-5-14表 令和6年度「障がい者の生涯学習支援事業」開催状況

①社会参加学習

学校名	回数	時間	参加者数	主な内容
青森第二養護学校	6	16	237名	運動会参加、レクリエーション、ボウリング教室、学習発表会見学、ニュースポーツ体験、会報の発行
青森若葉養護学校	2	8	25名	「開校30周年記念オブジェづくり」、体験を広げる校外学習(入級生、職員、地域の方との交流)
青森第一高等養護学校	1	2.5	56名	めいせい祭参加(在校生、卒業生、保護者、職員との交流)

青森第二高等養護学校	3	12	206名	情報交換、レクリエーション、学校祭参加(展示及び模擬店見学)、同窓生の集い
盲学校	1	4	4名	学校祭参加(発表の観賞、運営の手伝い)
青森聾学校	1	2	55名	家族レクリエーション
浪岡養護学校	2	4	9名	同窓会、二十歳を祝う会
弘前第一養護学校	2	5	60名	ひまわりの会総会参加、高等部祭参観(会員相互の親睦及び将来の会員との交流)
弘前第二養護学校	1	1	40名	二十歳を祝う会
八戸第一養護学校	3	12	70名	二十歳を祝う会、高等部祭見学
八戸第二養護学校	1	4	102名	卒業生スポーツ交流
八戸盲学校	1	4	6名	箏教室
森田養護学校	2	10	58名	社会参加学習、森養祭参加
黒石養護学校	2	6	75名	映画観賞、学習発表会
七戸養護学校	3	10	106名	二十歳を祝う会、同窓会バス旅行
むつ養護学校	4	10	388名	卒業生のお知らせ、卒業生スポーツ交流会
八戸高等支援学校	1	2.5	60名	同窓会
合計	延べ回数 36回 延べ時間 113時間 参加者数合計 1,557名			

②スポーツ体験交流

実施日	開催場所	参加者数	内容
7/7(日)	森田養護学校	23名	ボッチャ教室
7/7(日)	黒石養護学校	40名	レクリエーション的な運動
7/28(日)	青森第一高等養護学校	25名	ボッチャ教室
9/8(日)	八戸盲学校	9名	卓球バレー
9/16(月)	青森聾学校	25名	レクリエーション
10/20(日)	弘前第一養護学校	35名	ボッチャ、フライングディスク
12/14(土)	青森第二養護学校	32名	スポーツ体験会
合計	開催回数7回 参加者数合計189名		

資料：生涯学習課

(6) 精神障がい者の保健福祉

精神障がい者に対する保健福祉は、「入院治療中心から地域ケア、さらには社会復帰へ」という流れに沿って展開されており、地域医療との連携の下に、精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るため、次の施策を推進している。

- ア 保健所や精神保健福祉センターにおける、医療や社会復帰など精神保健福祉に関する相談指導
- イ 回復途上にある精神障がい者を対象に、保健所における生活指導等
- ウ 通院医療の一環として、精神保健福祉センターや精神科病院における作業指導や生活指導・療養指導等を内容とした精神科デイケア
- エ 精神障がい者の保健福祉の向上を目的として、精神障害者保健福祉手帳の交付事業を実施
- オ 精神障がい者の地域生活の充実、社会生活の適応や就労への移行を推進するため、各種障害福祉サービスや相談支援の利用を促進

第2-5-15表 精神障害者保健福祉手帳の所持状況(各年度末現在)

(単位:人)

等級	年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1級		3,536	3,357	3,150	2,943	2,763
2級		6,868	6,969	7,051	7,129	7,164
3級		1,875	1,985	2,130	2,348	2,564
計		12,279	12,311	12,331	12,420	12,491

資料:障がい福祉課

(7) 慢性疾患を抱える児童や難病患者への支援

ア 難病患者への支援

難病患者について、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、医療費助成を行っている。

第2-5-16表 指定難病医療受給者数(各年度3月31日現在)

(単位:人)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
指定難病医療受給者数	10,378	10,165	10,189	10,552	10,873

資料:がん・生活習慣病対策課

イ 小児慢性特定疾病児童への支援

小児慢性特定疾病は、幼少期から長期にわたり治療が必要な疾病であることから、県では慢性疾患を抱える子どもとその家族に、肉体的、心理的負担に加え、医療費などが大きな経済的負担となることから、医療費の助成を実施している。

また、慢性疾患を抱える子どもや家族の負担軽減や支援のため、保健師による面接相談や電話相談、巡回相談、また相談日を設けた専門医等による療育相談も実施している。令和6年度は、開設相談16件、随時相談68件、訪問指導37件、電話相談83件を実施した。

第2-5-17表 疾患区分別小児慢性特定疾病医療受給者数(各年度3月31日現在)

(単位:人)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
小児慢性特定疾病医療受給者数	727	662	656	585	563

資料:がん・生活習慣病対策課

2 発達障がいのある子ども・若者への支援

発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。

発達障がいのある人には、症状の発現後できるだけ早期の発達支援が重要であることから、就学前や学校における発達支援や、発達障がいのある人への就労及び地域生活への支援、家族に対する支援の必要がある。

県では、発達障がい児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児(者)及びその家族からの様々な相談への対応や普及啓発、地域の支援体制の充実を図っている。

ア 相談支援

(ア) 発達支援相談 発達障がいのある人やその家族からの発達支援に関する相談への対応。

その人の特性に応じた療育支援計画の作成や助言

(イ) 就労支援相談 就労を希望する発達障がい児(者)の相談への対応。

公共職業安定所などの労働関係機関との連携による情報提供

第2-5-18表 青森県発達障がい者支援センターにおける相談件数

(単位:件)

	R 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
発達障がいに係る相談	4,325	4,851	5,084	4,783	4,365	3,577

資料:障がい福祉課

イ 普及啓発

発達障がいにより多くの人に理解してもらうための地域住民向けの講演会、発達障がいを支援する保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関職員を対象とする研修の実施

第2-5-19表 青森県発達障がい者支援センター主催研修

(単位：回、人)

	R 1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
研修実施回数	37	30	53	31	18	20
参加延べ人数	1,422	637	955	932	651	1,252

資料：障がい福祉課

ウ 地域の支援体制

市町村や保育所等を訪問し、発達障がいについての各種サポート、ペアレントトレーニング等の支援等を実施し、地域の発達障がい者支援体制の充実を促進

第2節 ひきこもりの子ども・若者への支援

1 精神保健・福祉・医療分野での支援

ひきこもり状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的に、相談支援、グループ支援、協議会の開催、研修等普及啓発などを実施している。

(1) 青森県ひきこもり地域支援センター（県立精神保健福祉センター・県民福祉プラザ）

ア 相談支援

本部（県立精神保健福祉センター内）及びサテライト（県民福祉プラザ内）において電話相談、面接相談（要予約）、訪問支援（要相談）等を行っている。近年の実績は、**第2-5-20表**のとおりである。

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事業の実施制限等の影響もあり、各相談件数の推移に変動が見られた。過去5年間の面接相談及び電話相談件数は、横ばいである。

イ グループ等支援

対人交流等を通じて社会参加の促進を促す本人グループ（ひきこもり ほっと・ステーション）及び家族が悩みを共有し不安軽減等を図る家族教室（ひきこもり家族教室）を開催している。近年の実績は**第2-5-20表**のとおりである。（いずれも延べ件数）

第2-5-20表 青森県ひきこもり地域支援センターにおける相談支援状況

(単位：件、人)

年度	電話 (延べ)	面接 (延べ)	訪問 (延べ)	本人グループ 参加者	家族教室 参加者
R 2	87	97	20	74	55
R 3	94	93	5	86	55
R 4	159	95	0	102	51
R 5	131	91	0	98	81
R 6	114	116	2	78	77

資料：障がい福祉課、精神保健福祉センター

ウ 連絡協議会

県内のひきこもりに関する支援について様々な角度から検討するとともに、関係機関・団体相互の連携を構築することを目的に、平成28年度より年1回程度開催している。

エ 教育研修

ひきこもり支援に関する知識と理解を深めることを目的に、ひきこもり支援者研修を実施している。

第2-5-21表 青森県ひきこもり地域支援センターにおける研修実施実績

(単位：人)

年度	年月日	テーマ	講師	受講者
R 2		中止（新型コロナウイルス感染拡大防止のため）		
R 3	R 4. 2. 28	ひきこもりの多面的理解と具体的支援:家族の支援力を高めて本人支援につなぐコツ【オンライン開催】	九州大学大学院医学研究院精神病態医学准教授 加藤隆弘 氏	87
R 4	R 4. 11. 29	ひきこもりの基礎と回復過程 ほか (全国精神保健福祉センター長会と共催)	鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田豊 氏 ほか	38
R 5	R 5. 10. 6	ひきこもり支援の基礎	鳥取県立精神保健福祉センター 所長 原田豊 氏 ほか	17
R 6	R 6. 7. 31	ひきこもりのメカニズムとCRAFTによる家族支援の基本的な理解と方法	宮崎大学教育学部 教授 境 泉洋 氏	35

オ 普及啓発

青森県ひきこもり地域支援センターのリーフレット及び事業のちらしをホームページに掲載し広く県民に周知するほか、関係機関に対する関連資料の送付等を適宜行っている。

カ 多職種支援チームによる市町村支援

より身近な支援機関となり得る市町村に対し、多職種により構成される専門家チームを派遣し、専門的なアドバイス等を実施することにより、市町村におけるひきこもり支援の充実を図ることを目的に、令和4年10月より実施している。令和6年度は4自治体に対し計4回の支援を行った。

2 社会教育からの支援

(1) 自然体験・交流塾の実施

高等学校に在籍中の不登校経験がある等の困難を抱える高校生及び社会とのつながりへのきっかけを求めている若者（16歳～概ね40歳）を対象に、ボランティア・就労体験や自然体験活動を通して、コミュニケーション力や社会性を育み、社会参加を促進するため、自然体験・交流塾を実施している。

【令和6年度の実績】

○第1回自然体験・交流塾

日時・場所：令和6年7月6日（土）9:00～15:00・県立梵珠少年自然の家（参加者少数のため中止）

令和6年7月20日（土）9:00～15:00・県立種差少年自然の家

参加者：33名（種差会場：33名）

活動内容：アイスブレイク、野外炊事、創作活動など

○第2回自然体験・交流塾

日時・場所：令和6年9月14日（土）9:00～15:00・梵珠少年自然の家（参加者少数のため中止）

令和6年9月28日（土）9:00～15:00・種差少年自然の家

活動内容：自然体験活動、創作活動など

参加者：32名（種差会場：32名）

○第3回自然体験・交流塾

日時・場所：令和7年1月25日（土）9:00～15:00・梵珠少年自然の家

令和7年2月15日（土）9:00～15:00・種差少年自然の家

活動内容：ボランティア・就労体験、創作活動 など

参加者：26名（梵珠会場：6名、種差会場：20名）

第3節 貧困、ヤングケアラーへの対応

1 こどもの貧困対策の推進

未来を担う子どもたちが、貧困の連鎖によって将来が閉ざされることのないよう、適切な支援を行う。

(1) こどもの貧困に対する社会の理解促進

こどもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることから、地域社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、市町村、企業・団体等との連携・協働により、こどもの貧困に対する社会の理解を促進する。

(2) 困難を抱えるこどもの早期発見と支援につなげる体制づくり

地域における関係機関・団体やスクールソーシャルワーカーが、市町村要保護児童対策地域協議会や、子ども・若者支援地域協議会等の枠組みを活用して学校と連携し、様々な困難や悩みを抱える子どもや若者を早期に把握・共有し、支援につなげる体制を強化する。

(3) こどもの学びを支える教育環境の整備

家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが夢や希望を持ち、挑戦できるよう、学習環境の整備や教育費の負担軽減など総合的な対策を進める。

(4) 社会的孤立に陥らないための支援

SOSを発信できない子どもや家庭を支援するため、様々な環境にあるこどもが安全で安心できる居場所づくりや生活の安定に資するための支援施策に取り組む。

貧困の状況にあるこどもの資格取得の支援などにより、社会的・職業的自立に向けた取組を促進する。

(5) 保護者の状況に対応したきめ細かな就労支援

保護者の就労支援に当たっては、仕事と両立しながら安心して子どもを育てられる環境の確保と、職業生活の安定と向上のための支援を進めるとともに、保護者が社会から孤立して働けない場合は、自立に向けた働き方を考えられるよう関係機関が連携して保護者の支援施策に取り組む。

2 ヤングケアラーへの対応

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法等の改正により、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記され、ヤングケアラーは「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義された。

(1) 青森県ヤングケアラーチャンネルの運営

県では、ヤングケアラーを早期に発見し、支援していくため、令和5年9月に、支援者団体と連携したSNS相談窓口「青森県ヤングケアラーチャンネル」を開設している。

ヤングケアラーチャンネルは、LINEを活用して、元ヤングケアラーである相談員等が相談者からの質問や悩みにチャットで回答するほか、元ヤングケアラーの体験談などヤングケアラーに関する情報を配信している。

(2) 青森県ヤングケアラー支援センターの設置

法改正によって、県は、市町村と連携して、地域におけるヤングケアラーの把握から支援につなぐ仕組みを構築することが望ましいとされたことを受け、県では、令和7年8月に、青森県ヤングケアラー支援センターを設置し、関係機関と連携した相談支援、関係機関の職員向けの研修の実施、ネットワークの構築、広報啓発活動などを行っている。

第4節 いじめ、不登校、高校中途退学等への対応

1 いじめ、不登校、暴力行為への対策・支援

(1) いじめに対する施策

県及び県教育委員会は、本県の児童生徒の尊厳を保持するため、県・市町村・学校・家庭・地域住民その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法(以下、「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成26年6月、青森県いじめ防止基本方針(以下「基本方針」という。)を策定し、平成29年10月に改定を行った。

この基本方針に基づき、専門的知識を有する外部人材を委員とする県教育委員会の附属機関である「青森県い

じめ防止対策審議会（以下「いじめ防止対策審議会」という。）」を設置し、県立学校におけるいじめ防止等のための調査研究等について、専門的知見からの審議や重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う体制を整備している。また、県は、法 28 条の重大事態に係る再調査を行う知事の附属機関として、「青森県青少年健全育成審議会いじめ調査部会（以下「いじめ調査部会」という。）」を設置している。

さらに、県教育委員会では、「青森県いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置し、関係機関、団体及び各市町村教育委員会の参加を得て、いじめ防止等に関する情報共有や相互の取組に対する一層の連携に取り組んでいる。

具体的な施策としては、いじめ防止対策審議会、いじめ調査部会及び連絡協議会の意見等を踏まえ、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実現するため、校内における児童生徒主体のいじめ防止活動を促進するとともに、各学校の組織的な対応力を強化するため、ハートフルリーダー等を対象とした研修を実施した。

また、教育相談体制の拡充を図るため、公立学校へスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣するとともに、資質の向上を図るための研修会を開催している。児童生徒及び保護者等からのいじめ等の相談窓口として「24 時間子供 SOS ダイアル」等の相談専用電話を開設し、助言・支援を行っている。

さらに、携帯端末が関係するいじめや生徒指導上の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、ネット通報窓口サイトを開設するとともに、ソーシャルメディア等監視員を配置し、児童生徒に係る不適切な情報があった場合は、速やかに学校及び関係機関と連携し、学校への支援や情報の削除に努めている。

このほか、いじめ防止に関するポスターの掲出、いじめ防止標語の Web 広告配信、地域の青少年健全育成団体等と協力して、いじめ防止を街頭で呼び掛ける取組等を行い、児童生徒、保護者、県民が一体となったいじめ防止対策に努めている。

○ いじめ防止キャンペーン推進事業

一人一人がいじめをなくす強い意志を持ち、人を思いやる心やいたわる心を培うことを内容とした標語を募集し、その標語を基に制作した動画を Web 広告配信することで、子どもたちをはじめ広く県民のいじめ防止に向けた意識の啓発を図っている。

【令和 7 年度の実績】

① いじめ防止標語コンクール

県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒並びに一般県民を対象として、いじめ防止を訴える標語を募集し、児童・生徒及び県民一人一人が、いじめについて考える機会を創出している。

- ・ 募集期間 6 月～8 月
- ・ 応募作品総数 6,178 作品
- ・ 審査結果 審査会において、6 作品を優秀賞、4 作品を審査員特別賞として選定し、これを表彰した。

② Web 広告配信

いじめ防止標語コンクールの優秀賞作品を活用した動画を制作し Web 広告配信することにより、いじめ防止に向けた一層の意識啓発に努めている。

ア 令和 6 年度いじめ防止標語コンクール優秀賞作品を基に制作した動画を Web 広告配信

- ・ ゴールデンウィーク期間(R7. 5/1～15)
- ・ 夏休み期間(R7. 7/16～8/31)
- ・ 冬休み期間(R6. 12/16～R7. 1/31)

イ 令和 7 年度いじめ防止標語コンクール優秀賞作品を基に制作した動画を Web 広告配信

- ・ 年度末(R8. 3 月下旬)

(2) 不登校に対する施策

県教育委員会では、児童生徒の望ましい人間関係の構築、児童生徒が落ち着いて学校生活を送ることができるよう、教育相談に関わる各種研修講座の充実及び少人数学級の実施、公立学校へのスクールカウンセラー配置・派遣等の拡充に努めている。

また、学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣し、医療・福祉等の関係機関と連携しながら、ケース会議や家庭訪問、面談等を行い改善に努めている。

平成 30 年度からは不登校児童生徒の支援に関わる機関・団体が一堂に会する「不登校児童生徒支援連絡協議会」

を開催し、本県の不登校の現状等についての情報交換や事例を検討し、効果的な支援の手立てや対処の仕方等についての研修を行っている。

令和5年度からは「多様な教育機会を活用した教育支援推進事業」を実施し、不登校支援の調査研究を通して得られた知見を踏まえ、不登校児童生徒の学習機会の提供と支援の在り方について検討してきた。

令和6年9月に「不登校児童生徒支援に関する検討会議」より提言を受け、提言内容を市町村教育委員会や学校、関係機関と共有し、それぞれの立場で、できることから取組を進めるよう周知した。

令和7年度からは「校内教育支援センター推進事業」を実施し、校内教育支援センター設置・整備支援と不登校児童生徒支援の充実に向けた取組を進めている。

(3) 暴力行為に対する施策

県教育委員会では、子どもたちの規範意識の醸成や教員と子どもとの信頼関係の構築に向け、教育相談に関わる各種教員研修講座の開設、公立学校へのスクールカウンセラーの派遣及びスクールソーシャルワーカーの派遣等の施策の一層の充実に努めている。

さらに、「地区健全育成推進会議」や「地域生徒指導連絡協議会」等を開催し、暴力行為の実態や具体的な取組についての情報交換や協議を行うなど、学校、家庭、地域社会、関係機関の協体制の強化に努めている。

2 高校中途退学対策と中途退学者への支援

県教育委員会では、中途退学を防止するため学校における生徒の能力・適性や興味・関心などに応じた魅力ある教育活動となるよう様々な取組の支援に努めている。

学業の継続に悩んでいる生徒に対する各学校のガイダンス機能の充実やきめ細かな教育相談体制の整備が重要であることから、各学校の要請に応じてスクールカウンセラーを派遣するとともに、福祉的な支援が必要な場合は、スクールソーシャルワーカーを派遣し、生徒や保護者等が抱える悩みや状況等の改善に向けた支援に努めている。

第5節 自殺

1 子ども・若者の自殺対策の推進

令和6年3月に策定した「いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）」における重点施策の一つとして「こども・若者世代対策」を掲げ、庁内外の関係機関と連携の下、以下の事業を含めた総合的な対策に取り組んでいる。

(1) SOSの出し方教育の推進

児童生徒の自殺予防に向けた心の教育、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につける教育＝SOSの出し方教育について、既に各市町村単位で取り組みが進められている。

いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）の評価指標として、小中学校におけるSOSの出し方教育を掲げ、令和11年度までに、80%以上の実施を目標としていることから、庁内関係部局と連携のうえ、市町村教育委員会や私立学校等を対象に周知している。

(2) SNS相談事業の実施

平成30年度から、県内の中学生、高校生及び大学生等の若年層を対象に、若年層のコミュニケーション手段としてSNSが中心になっていることを踏まえ、SNSによる即応性のある文字情報による相談事業を実施し、若年層の「相談したい気持ち」に対応し、若年層が抱える悩みの早期解消を図っている。

第6節 外国人

1 外国人の子ども・帰国児童生徒の教育支援

県内の小・中・高等学校等及び特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒が安心して学べるよう、県内関係機関と連携し、日本語指導体制の確保とその充実のための支援を行っている。

具体的な取組として、「日本語指導スタートアップパッケージ」による日本語の支援、中学生・高校生の進学やキャリア支援のための取組、外国人保護者と学校の連携のための取組を進めている。